

小山町議会議長 様

代表者 池谷 弘

議会報告会実施報告書

開催日時		平成28年11月8日(火)19時00分～20時51分		
開催場所		小山町総合文化会館 菜の花ホール		
	司会者	池谷 弘副議長		
	記録者	米山 千晴議長 池谷 洋子議員 佐藤 省三議員 高畑 博行議員		
	報告者	議会改革調査特別委員長 梶 繁美	議会運営委員長 鈴木 豊	総務建設委員長 遠藤 豪
文教厚生委員長 渡辺 悦郎				
参加者数		35名 (男性：33名、女性：2名)		
議会報告会の概要		<p>1. 開会</p> <p>2. 開会挨拶 (議長)</p> <p>3. 議員自己紹介</p> <p>4. 議会報告 ① 小山町議会改革の取組について (議会改革調査特別委員長)</p> <p>② 小山町議会の仕組みについて (議会運営委員長)</p> <p>③ 平成27年度会計決算報告について (総務建設委員長)</p> <p>④ 平成28年度常任委員会の報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務建設委員会関係 (総務建設委員長)</li> <li>・文教厚生委員会関係 (文教厚生委員長)</li> </ul> <p>5. 議会報告に対する質疑</p> <p>6. 意見提言</p> <p>7. 閉会</p>		
主な質問・回答	質問	回答		
	議会報告に対する質疑			
	別紙のとおり	別紙のとおり		
	意見提言			
	別紙のとおり	別紙のとおり		

## 議会報告会での質疑・回答と意見提言の内容

## 質疑応答

## 【議会基本条例について】

参加者のからの御質問	議員の回答
<p>1 前文で「小山町の政策や条例を決定する意思決定機関と町長及びその他の機関の監視機関としての役割と責任を有し、その使命は重大である」とあり、それはその通りだが、13条で「議会と町長は(略)互いに緊張関係を維持し、議論しあい、協力し合うことを意識し、最良な町政運営を担うものとする」とある。監視機関としての色合いが薄れてしまっている。今回の報告会の中身は、広報おやまの刷り直しみたいある。町長の反問権を定めるところも分からない。基本条例の前文と条例文の違いは何なのか。</p>	<p>1 基本条例については何回となく細かく検討してきた。前半は「議会のあるべき姿」、各条文はそれを具体化して網羅している。 一つひとつ突き合わせていくと「ここはちょっと言い足りないんじゃないかな」ということはあるかと思います。</p>
<p>2 行政の監視機関ということで皆さんは存在意義があると思っていますので、それを確認したかったのです。</p>	<p>2 その通りです。緊張した関係の中で審議していくことが議員の本分ですので、本分がずれないようにやっていきたい。</p>
<p>3 議会基本条例が施行されて半年なので、検証するにはまだ早いとは思いますが、今後、進捗状況等を検証報告する機会があるのでしょうか。</p>	<p>3 皆さんと共にある議会として、必要なことはどんどん改正したり見直ししたりして、こういう報告会でもやっていきたいと考えています。</p>
<p>4 代表質問について、会派所属の議員以外は質問できないのはなぜか。</p>	<p>4 代表質問のみ3人以上の会派が会派としての代表質問ができ、その他の方は、一般質問として行なっていただいています。</p>
<p>5 公開という原則があるのだから、政務活動費をホームページで公開できないのか。</p>	<p>5 財政的な問題もあり、何でもかんでもホームページに載せる訳にもいかず、財政当局との調整や整合性を考えていく必要があります。今後調整を進めていきます。</p>
<p>6 【会派について】 ○なぜ代表質問と一般質問で区別するのか。 ○13人しかいない議員さんが、なんで会派を組まなければならないの？会派を組めば代表質問ができる。13人に平等に質問させればいい。それが開かれた議会だ。</p>	<p>6 ○代表質問は会派を代表して質問するものです。 ○会派とは議員同士が話し合っ一緒に活動しましょうと決めて会派を組むものです。</p>

<p>7 議会基本条例は議会の憲法だと認識している。</p> <p>3条や6条で「原則」という言葉を使っているが、「基本」ではないだろうか。</p> <p>3条で「広く町民の声を把握することに努め」とあるが、議会はどうやるのか？また、6条で「町民の意見及び要望を的確に把握することに努める」とある。議員が把握した内容を議会でどう処理するのかという表現にならなかったのか。我々にとってはどこに言えばいいのかボヤケてしまう。</p>	<p>7 もうすでに交付されている条例ですが、特別委員会は存続していますので表現等含め、より一層良い条例にしていけるよう、特別委員会で検討していきたいと思います。</p> <p>町民の声は、議員活動の中でしっかり聞いて議会の中で反映させます。</p>
--	---

### 【その他】

参加者からの御意見	議員の回答
<p>1 1年半前に選挙があつて、選挙広報で公約を書いてあつた。公約がどの程度達成できたのか、町長や部長はマニフェストの点検をやっているけれど、議員もやったらどうか。</p>	<p>1 議員で、今後どうして達成度評価していったらいいのか検討していきたい。</p>

### 意見・提言

#### 【都市計画税について】

参加者からの御意見	議員の回答
<p>1 税金を皆さんからいただくということは、大前提として無駄を削ぎ、使い方を明確にしてやらないと町民は納得しない。一昨日の明倫地区説明会の出席者はほとんど反対だった。議員は誰一人来ていなかった。議員には「生の声」を聴いてほしい。</p> <p>小山町は現在、交付団体である。お金がないから都市計画税の名のもとに町民からお金を集めようとしている。</p>	<p>1 私たち議会の方には、過日、当局から「こうしたい」との説明があり、議員懇談会を開き、当局から話を聞いた。当然、議会からも意見を述べ、課題も投げかけた。</p> <p>私たちは議会ですから、議案を当局からいただかないと審議できません。しかし、相談を受けたら、相談にのる。議案が提出されれば、皆さんの声や地区の同意が得られたのかを実証して、議案に対して決議するのが議会である。現段階では、議案が提出されていないので、その点をご理解頂いて、回答は控えたいとお願いします。</p>

2 当局から議案が提出されなければ、審議できないから、都市計画税の審議案が回ってきたら、町民の声を聞きますというのは順番が逆ではないか。広く町民の声を聞くというなら、地区説明会に出席すべきである。一町民として出席して、説明を聞いてもいいと、私はそう思う。それが、生の声を聞くことになるのではないのか。

議員は小山町の議員なのだから、地区にこだわらずに説明会に行ってもいいはずだ。そうすれば、当局からの報告とは別の感じを受けるのではないだろうか。

### 3 (意見)

我々は、議員を間接民主主義で選んだ。都市計画税についても色々な意見があり私もある。ただ、今後粛々と審議してもらいたい

2 議案が提出されなければ、町民の声を聞かないとは言っていない。都市計画税のことについては皆さんとよく話し合っているが、審議は議案を当局からいただかないと審議できません。

説明会には、これからもなるべく議員は出席するようにします。